

平成27年11月6日
 総務省四国行政評価支局

南海トラフ巨大地震対策に関する実態調査の結果

～津波から人命を守る対策を中心として～

総務省四国行政評価支局（局長：田名邊賢治）では、平成27年4月から10月にかけて、「南海トラフ巨大地震対策に関する実態調査-津波から人命を守る対策を中心として-」を実施しました。

この調査は、南海トラフ巨大地震（最大クラス）の被害想定は、四国4県で死者が約9万6,000人にも上り、その約8割が津波によるものとされていることを踏まえ、四国4県における津波から人命を守る対策の実態を明らかにし、関係行政の改善を推進するために実施したものです。

その結果、①住民や観光客への情報伝達体制の充実、②緊急避難場所の的確な指定、③緊急避難場所への円滑な誘導表示、④住民等の津波に対する危機意識を高めるための情報提供等を実施する必要がみられました。

このため、平成27年11月6日、関係行政機関に対し、必要な改善措置を求めるとともに、県、市町にも情報提供しました。



【照会先】

| | | | |
|-----------|-------|------------------------------|-----------------|
| 四国行政評価支局 | 評価監視部 | 第1評価監視官 荒木和久 評価監視調査官 金子真一 | 電話：087-831-9206 |
| 徳島行政評価事務所 | 評価監視官 | 石川紳也 | 電話：088-654-1531 |
| 愛媛行政評価事務所 | 評価監視官 | 小椋和雄 | 電話：089-941-7701 |
| 高知行政評価事務所 | 評価監視官 | 藤澤裕之 平田道大 | 電話：088-824-4100 |

主な調査対象

(1) 調査対象機関 (29)

四国管区警察局、四国総合通信局、高知地方検察庁、四国財務局、高知財務事務所、須崎税務署、四国厚生支局、徳島労働局、高知労働局、中国四国農政局高知支局、四国地方整備局、徳島河川国道事務所、香川河川国道事務所、大洲河川国道事務所、高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、土佐国道事務所、四国運輸局、徳島空港事務所、高知空港事務所、徳島地方気象台、高松地方気象台、松山地方気象台、高知地方気象台、徳島海上保安部、高知海上保安部、高松海上保安部、宇和島海上保安部、陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

(2) 関連調査対象機関 (71)

ア 特殊法人 (3)

日本郵便株式会社四国支社、四国旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社四国支社

イ 県 (4) 及び県教育委員会 (4)

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

ウ 市町 (20市町) 及び市町教育委員会 (20)

(徳島県) 徳島市、鳴門市、阿南市、牟岐町、美波町

(香川県) 高松市、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市

(愛媛県) 宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町

(高知県) 高知市、室戸市、須崎市、香南市、黒潮町

エ JR四国の駅を除く集客施設 (15)

(徳島県) 徳島空港ビル株式会社、徳島県鳴門総合運動公園、道の駅公方の郷なかがわ、道の駅日和佐

(香川県) 玉藻公園管理事務所、道の駅津田の松原、道の駅ことひき

(愛媛県) 道の駅うわじまきさいや広場、道の駅みしょうMIC、道の駅八幡浜みなと

(高知県) 高知空港ビル株式会社、道の駅かわうその里すさき、道の駅キラメッセ室戸食遊・楽市、道の駅ビオスおおがた、道の駅やす

オ その他 (5)

計 100機関

調査結果の概要

背景

- ◆ 南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震は、30年以内に70%程度の確率で発生
- ◆ 四国における最大震度は4県とも震度7で、各県の最大津波高は、徳島県24m、香川県5m、愛媛県21m、高知県34m
- ◆ 津波高1m(※)の最短到達時間(想定)は、徳島県海陽町6分、香川県東かがわ市81分、愛媛県愛南町19分、高知県室戸市3分
- ◆ 4県全域が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定。4県及び海岸線を有する市町村では、地域防災計画を改正するなどにより、各種対策を実施
- ◆ 平成23年6月、「四国南海トラフ地震対策戦略会議」(四国地方整備局が事務局。国の関係機関、4県、四国市長会等で構成。以下「四国戦略会議」という。)が設置。四国地域の実情や課題を踏まえつつ、総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき事項を示し、関係機関等が責任をもって対策を進めるよう役割分担を明確にした「四国地震防災基本戦略」が策定
- ◆ 有識者からは、緊急避難場所の確保や情報伝達等の津波対策において、国、県、市町村等の連携が十分でないとの指摘。津波からの避難等に関する訓練の充実を求める声あり

※ 内閣府によると、津波による浸水の深さが1mの場合、これに巻き込まれば、ほぼ100%の確率で命を落とすとされている。

主な調査事項

- 1 住民等への情報伝達体制の充実
- 2 緊急避難場所の的確な指定等
- 3 緊急避難場所への円滑な誘導・案内
- 4 住民等の津波に対する危機意識を高めるための情報提供
- 5 津波避難訓練の充実
- 6 災害弱者(避難行動要支援者)への避難支援

通知

(通知日) 平成27年11月6日

(通知先)

国の21機関

(四国地方整備局、四国運輸局、
四国厚生支局、四国総合通信局 等)

(参考連絡)

特殊法人3機関

(情報提供)

県、市町等

1 住民等への情報伝達体制の充実

主な調査結果

(国9機関、4県、20市町等を調査)

- 避難指示等の発令基準が明確でないもの、観光客等への情報伝達の方法を定めていないものなど、住民等への情報伝達体制が不十分

- ① 調査した20市町のうち、避難指示等の発令基準が明確でないもの(7市町)
- ② 調査した20市町のうち、防災行政無線等の屋外放送が聞こえないエリアや天候等による聞こえ方の相違等を全般的に把握していないもの(20市町)
- ③ 集客施設(道の駅、JR駅等)20か所のうち、観光客等への情報伝達の方法を定めていないもの(5か所)
- ④ 受信・伝達設備の非常時(浸水、停電等)の対策が不十分なもの(国3機関、9市町)

報告書P5~13



主な通知事項

- 市町村が実施する避難指示等の発令基準の明確化に関する取組の推進に協力
(四国戦略会議)
- 集客施設における観光客等への情報提供方法の確立
(四国運輸局)
- 市町村等における情報伝達手段の充実を引き続き推進
(四国総合通信局)

2 緊急避難場所の的確な指定等

主な調査結果

- 緊急避難場所の安全性が確保されていないもの、避難する距離が長く高齢者等に配慮されていないもの、スクールバス運行の安全対策がとられていないものなど、緊急避難場所の的確な指定等が必要

【緊急避難場所の安全性の確保】

(20市町を調査)

- ① 耐震性の有無が不明な施設を指定(3市町19施設)
- ② 浸水するおそれのあるスペースを含めて指定(1市9施設)、想定される津波高よりも低い位置に緊急避難路があるもの(国1機関2施設)
- ③ 緊急避難場所の収容可能人数が不足するおそれのある地域が存在(1市)
- ④ 地震によるため池の決壊を考慮せず、緊急避難場所を指定(香川県の4市23施設)

報告書P16~22



主な通知事項

- 市町村が指定する緊急避難場所等の安全性の確保に関する取組の推進に協力
(四国戦略会議)

【避難可能距離の設定】（20市町を調査）

避難可能距離を算出していないため、緊急避難場所まで避難する距離が2km以上にもなり、高齢者や子どもの避難への配慮が不足している例のあるもの（1市）

報告書P22、23

【スクールバス運行の安全対策】（浸水想定区域内にある69校を調査）

津波発生時におけるスクールバス運行の安全対策マニュアルを作成していないもの（28校）

報告書P23、24

【国が管理する施設の津波避難ビルへの指定】（20市町を調査）

地元の市から津波避難ビルの指定の要請があるが、これを受けていないもの（2市に所在する国管理の4施設）

報告書P24、25



主な通知事項

- 市町村が実施する避難可能距離の設定等の取組の推進に協力（四国戦略会議）
- 津波発生時のスクールバス運行に関するマニュアル作成等の取組の推進に協力（四国戦略会議）
- 国の管理する施設の津波避難ビル指定の推進（高知地方検察庁等4機関）

3 緊急避難場所への円滑な誘導・案内

主な調査結果

（20市町の緊急避難場所294か所を調査）

- 緊急避難場所への誘導表示がないもの、誘導表示の内容が不適切なものなど、緊急避難場所への円滑な誘導・案内が不十分

報告書P27～36

- ① 緊急避難場所の周囲に誘導表示がないもの（19市町175か所）
- ② 緊急避難場所に、緊急避難場所であることを示す標識が設置されていないもの（17市町94か所）
- ③ 緊急避難場所の標識が設置されている付近に外灯等の照明がないため、夜間、緊急避難場所であることが視認できないもの（13市町38か所）
- ④ 緊急避難場所の誘導表示の内容が、緊急避難場所ではない場所が表示されているなど不適切なもの（10市町36か所）
- ⑤ 避難路・避難経路の維持管理等が不適切なもの（5市町10か所）
- ⑥ その他、集客施設において緊急避難場所への誘導表示がないなど、緊急避難場所への円滑な誘導・案内が不十分なもの



主な通知事項

- 市町村等が実施する緊急避難場所への誘導・案内の適切な実施等の取組を推進（四国地方整備局）
- 集客施設における緊急避難場所への誘導・案内の取組を推進（四国運輸局）

4 住民等の津波に対する危機意識を高めるための情報提供

主な調査結果

(国7機関、4県、20市町等を調査)

● 「浸水想定区域」等、住民の津波に対する危機意識を高めるための情報提供が不十分

報告書P37～41

- ① 道路への海拔表示は進んでいるが、表示位置等が不適切なもの
- ② 住民等にとって、より危機意識が高まるとされる「浸水想定区域」の表示は進んでいない。(道路管理者：国1機関、4県、19市町)
- ③ 「浸水深30cmの到達時間が10分未満」(*)の地域があり、調査対象5市にも計24か所あるが、これが住民等に周知されていない。(香川県内の5市)
※ 浸水の深さが30cmになると、避難行動がとれなくなるとされている。他の3県に比べて津波到達時間が遅いと言われる香川県においても、10分未満で到達する地域あり



主な通知事項

- 海拔表示位置の改善
(四国地方整備局)
- 「浸水想定区域」の表示の推進
(四国地方整備局)
- 市町村等が実施する浸水深等の情報提供に関する取組の推進に協力
(四国戦略会議)

5 津波避難訓練の充実

主な調査結果

(国9機関、4県、20市町、集客施設20か所を調査)

● 夜間の訓練が未実施のものなど、実践的な訓練の実施が不十分

報告書P42～46

- ① 夜間の津波発生を想定した訓練を実施している市町は、皆無
- ② 集客施設における観光客等への津波避難訓練を実施していないもの(12か所)



主な通知事項

- 夜間訓練等の実施方法の情報提供などにより、津波避難訓練の充実に向けた取組の推進
(四国地方整備局)

6 災害弱者(避難行動要支援者)への避難支援

主な調査結果

(20市町を調査)

● 避難行動要支援者名簿の未作成など、支援体制が不十分

報告書P47～50

- ① 法定の避難行動要支援者名簿を作成していないもの(4市)
- ② 避難行動要支援者の個別計画(*)を作成していないもの(8市)、個別計画の作成が一部の要支援者分にとどまっているもの(11市町)

※ 要支援者個別に具体の支援者を決定しているもの。法定の名簿を作成していない市においても個別計画を作成しているケースがあるため、②の母数(20市町)に含めている。



主な通知事項

- 避難行動要支援者名簿、個別計画等の作成の支援
(四国厚生支局)